

○厚生労働省令第百十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を削り、第四十二号を第四十号とし、第四十三号から第五十三号までを二号ずつ繰り上げ、第五十四号を削り、第五十五号を第五十二号とし、第五十六号から第六十号までを三号ずつ繰り上げ、第

六十一号を削り、第六十二号を第五十八号とし、第六十三号から第七十八号までを四号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。